

平成十八年十一月二十八日受領
答弁第一六三三号

内閣衆質一六五第一六三号

平成十八年十一月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出政官関係を巡る外務審議官の認識に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出政官関係を巡る外務審議官の認識に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の外務審議官は、法令を遵守する義務を負っている。

二及び三について

外務省として、御指摘の日に御指摘の外務審議官が飲食を伴う形で報道関係者からの取材に応じた事実はないと承知している。

四について

御指摘の外務審議官は、平成十四年九月三十日から平成十七年八月一日までの間、外務省総合外交政策局長を務めた。外務省において確認できる範囲では、この期間内に御指摘の外務審議官が提出した国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）第六条第一項の規定に基づく五千円を超える贈与等又は報酬の支払に係る報告は、八件である。